

お知らせします

8月上旬頃からの受付に向けて準備中です！

令和元年度 高松市プレミアム付商品券(低所得者向け)

制度概要



消費税率上げが低所得者の方に与える影響を緩和するとともに、市内における消費を喚起・下支えするため令和元年度高松市プレミアム付商品券を発行・販売します。

●購入対象者

- 平成31年1月1日(基準日)時点で高松市に住民登録がある方
- 令和元年度市民税(均等割)が課税されていない方(表1参照) ※平成30年中の収入に対する課税
ただし
・市民税(均等割)が課税されている方の扶養親族など
・生活保護の被保護者や、その他生活保護の基準の例による
給付を受け取っている方などは除きます。

※扶養親族などの範囲は、市民税均等割課税者と生計を一にする配偶者及び地方税法の規定による扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいいます。

表1【市民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】

区分 (扶養親族等の数)	非課税限度額 (給与収入ベース)	非課税限度額 年金収入ベース 65歳以上	非課税限度額 年金収入ベース 65歳未満
0人	965,000円	1,515,000円	1,015,000円
1人	1,469,000円	2,019,000円	1,592,000円
2人	1,879,999円	2,334,000円	2,012,000円



●商品券の販売額

1冊、5千円分(500円券×10枚つづり)の商品券を4千円で販売します。
購入対象者1人につき、最大5冊まで(2万5千円分まで)購入することができます。
1冊単位で、複数回に分けて購入することもできます。

申請方法

- 申請期間：令和元年8月上旬頃から令和元年12月27日まで ※当日消印有効
- 提出書類：申請書(対象者と見込まれる方へ世帯ごとに郵送します。)

申請書の所定の欄に記入・押印して、返信専用封筒にて郵送してください。

※セルフチェックシートが同封されている方はシートと必要書類を同封してください。

※代理申請の場合は、申請書のほかに添付書類が必要となります。

商品券購入方法

- 申請書の審査で購入対象者と決定された方には、商品券購入引換券を交付します。商品券は、令和元年10月1日から令和2年2月29日まで、市が指定する商品券購入窓口で購入することができます。(商品券の使用期限は令和2年3月31日です。)

ご注意

- 申請期間外の申請は、受け付けられません。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。基準日時点で住民登録が高松市以外の方は事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 他市区町村で購入引換券が交付された方で、高松市に転入された方は、高松市の購入引換券に交換することができます。手続き方法については、コールセンターにお問い合わせください。

お問い合わせ先

●申請方法に関するお問い合わせ

高松市プレミアム付商品券コールセンター

7月1日から(平日のみ) 8:30~17:00

電話：087(826)0423

●制度に関するお問い合わせ

内閣府 専用ダイヤル

(平日のみ) 9:00~18:00

レッツ プレミアム
電話：0570(02)2036